

第2 調査結果

1 いじめ防止対策の概要

実 態	説明図表番号
<p>ア いじめ防止対策推進法等の概要</p> <p>(いじめ防止対策推進法の成立)</p> <p>政府は、いじめに起因する自殺事案を契機として、平成25年2月に、社会総がかりでいじめに対峙するための基本的な理念や体制を整備するいじめ対策の法制化について、教育再生実行会議から提言を受け、国会における検討に当該提言が活かされるよう議会等と連携を深めていくこととした。</p> <p>国会では、平成25年6月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が超党派の議員立法として提出され、同月に成立、公布、同年9月に施行された。法は、いじめの定義、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の基本理念、関係者の責務、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、学校の設置者（注1）や学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置、重大事態（注2）への対処等を定めている。</p> <p>法に規定されたいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている（法第2条第1項）。</p> <p>（注1） 学校を設置できるのは、国、地方公共団体及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人とされている（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条）。ただし、構造改革特区における学校設置会社による設置等の特例もある。</p> <p>（注2） 重大事態とは、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）とされている。</p> <p>(いじめの防止等のための基本的な方針の概要等)</p> <p>文部科学大臣は、法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を策定するものとするとしてされており（法第11条第1項）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を決定した。国の基本方針では、児童生徒の尊厳を保持する目的の下（法第1条）、地方公共団体や学校において、国の基本方針を参考に地域の実情に応じた基本的な方針を策定すること、法が規定するいじめの防止等のための組織を設置すること、重大事態へ対処すること等必要な</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> <p>図表1-④</p> <p>図表1-⑤</p>

<p>措置が定められている。</p> <p>国の基本方針では、国による法に基づく取組状況の把握と検証が定められている。このため、文部科学省は、平成 26 年度以降毎年度、担当局長の下、有識者を構成員とする「いじめ防止対策協議会」を開催し、より実効的な対策を講ずるための検討を行っている。また、文部科学省は、法や国の基本方針の内容をより具体的かつ詳細に示すため、同協議会等の議論を踏まえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成 26 年 7 月 1 日文部科学省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」。以下「自殺調査指針」という。）を改定するとともに、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月文部科学省初等中等教育局。以下「不登校調査指針」という。）を策定した。さらに、文部科学省は、法施行後、通知の発出や説明会等による法及び国の基本方針の周知、いじめ対策関連予算の拡充などの国の基本方針に基づく取組を実施している。</p>	<p>図表1-⑥</p>
<p>イ いじめの状況等</p> <p>(いじめの状況)</p> <p>文部科学省は、昭和 60 年度から、全国の国公私立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を対象とした「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）を実施し、調査項目の一つとしていじめの状況を調査している。</p> <p>平成 28 年度問題行動等調査（平成 30 年 2 月 23 日文部科学省）によると、いじめの認知件数は、32 万 3, 143 件であり、昭和 60 年度の調査開始以降で最多となった。学校の種類別（小・中・高・特別支援学校）の認知件数は、全校種で前年度から増加している。文部科学省は、認知件数の推移について、世間の注目を集めたいじめ事案の発生直後に急増し、以後、漸減する傾向であるとしている。</p>	<p>図表1-⑦</p> <p>図表1-⑧</p>
<p>(いじめの状況に関する文部科学省の基本的な考え方)</p> <p>平成 28 年度問題行動等調査によると、いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が 62.5%と最多で、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が 21.6%、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が 15.3%となっている。国の基本方針では、いじめは、どの子供にもどの学校でも起こり得るとし、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要であるとされている。文部科学省国立教育政策研究所の調査によると、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、暴力を伴わないいじめである「仲間はずれ・無視・陰口」の被害・加害経験ともに 9 割の児童生徒が経験しているとされており、どの児童生徒にもいじめが起こり得る実態を示している。</p>	<p>図表1-⑨</p> <p>図表1-⑩</p>

<p>一方、平成 28 年度問題行動等調査によると、平成 28 年度中にいじめを 1 件も認知していない学校は 1 万 1,528 校（学校総数の 30.6%）存在している。文部科学省は、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。</p>	<p>図表1-⑪</p>
<p>また、平成 28 年度の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は、全国平均で 23.8 件であり、都道府県別でみると、最多の京都府で 96.8 件、最少の香川県で 5.0 件となっている。年度別の都道府県間の差は、平成 25 年度 83.2 倍、26 年度 30.5 倍、27 年度 20.4 倍、28 年度 19.4 倍となっており、縮小傾向にあるが、依然として大きい。文部科学省は、この都道府県間の差について、いじめの実態を反映したものとは言い難い状況であるとしている。</p>	<p>図表1-⑩ (再掲)</p>
<p>さらに、重大事態は、平成 25 年度 179 件、26 年度 449 件、27 年度 314 件、28 年度 396 件発生している。平成 28 年度は、「自殺した児童生徒が置かれていた状況」として「いじめの問題」があった児童生徒は 10 人おり、法施行後においても、依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が後を絶たない。文部科学省は、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるとし、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。</p>	<p>図表1-⑨ (再掲)</p>
<p>ウ 最近のいじめ防止対策を巡る動き (国の基本方針の改定等)</p> <p>文部科学省は、法施行 3 年後の見直し規定（法附則第 2 条第 1 項）に基づき、平成 28 年 6 月から、いじめ防止対策協議会において必要な措置の検討を開始した。同協議会は、同年 11 月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「協議会とりまとめ」という。）を取りまとめ、いじめの防止等のための対策の現状・課題と対応の方向性を示した。文部科学省は、協議会とりまとめを踏まえ、平成 29 年 3 月に、国の基本方針を改定するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態調査ガイドライン」という。）を策定した。</p> <p>国の基本方針の改定の主な内容は、①けんかやふざけ合いでも被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することを明記、②いじめの情報を共有しないことが法に違反し得ることを明記、③いじめの解消の詳細な定義を明記、④発達障害、東日本大震災により被災した児童生徒等の特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記等である。</p> <p>重大事態調査ガイドラインの主な内容は、①重大事態の取扱いの徹底</p>	<p>図表1-⑧ (再掲)</p>

事項や重大事態の範囲の明確化のための事例、②被害者や保護者に対する調査方針の在り方、③調査結果の説明・公表や個人情報の保護の在り方等である。

また、文部科学省は、平成 29 年 6 月から、同協議会において、協議会とりまとめを踏まえ、いじめ防止対策に係る事例集とソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）を活用したいじめ等に関する相談体制の構築について検討を開始し、29 年度内に措置を講ずることとしている。

エ 調査対象とした地方公共団体、学校等

（調査対象とした地方公共団体、学校）

今回、調査対象とした機関については、以下の考えの下に選定した。

- ① 都道府県については、問題行動等調査における児童生徒 1,000 人当たりの認知件数が多い都道府県から少ない都道府県まで可能な限りバランスを考慮することにより、20 都道府県を選定した。
- ② 市町村については、上記①で選定した 20 都道府県ごとに、県庁所在地と重大事態の発生が把握できた市町村を中心に 40 市町村を選定した。
- ③ 学校については、上記①で選定した 20 都道府県ごとに高等学校を 3 校程度、上記②で選定した 40 市町村ごとに小学校及び中学校をそれぞれ 3 校程度、計 249 校を選定した。
- ④ 都道府県教育委員会については、上記①で選定した 20 都道府県に置かれる教育委員会を調査対象とした。
- ⑤ 都道府県公安委員会（都道府県警察）については、上記①で選定した 20 都道府県に置かれる公安委員会（都道府県警察）を調査対象とした。
- ⑥ 市町村教育委員会については、上記②で選定した 40 市町村に置かれる教育委員会を調査対象とした。

また、項目 2(7)では、インターネット上のいじめ対策の取組状況を把握するため、上記⑥の 40 市町村教育委員会に、先進的な取組実績がある 1 市町村教育委員会を加え、計 41 市町村教育委員会を調査対象とした。

さらに、項目 3(3)では、重大事態の調査報告書の分析のため、上記①の 20 都道府県、②の 40 市町村、④の 20 都道府県教育委員会及び⑥の 40 市町村教育委員会に、重大事態が発生した 1 都道府県、1 市町村、1 都道府県教育委員会及び 9 市町村教育委員会（項目 2(7)で追加選定した 1 市町村教育委員会を含まない。）を加え、計 21 都道府県、41 市町村、21 都道府県教育委員会及び 49 市町村教育委員会を調査対象とした。

（調査対象とした学校の種類等）

法の対象となる学校の種類は、「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

図表1-⑭

<p>第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）とされている（法第 2 条第 2 項）。本調査においては、学校数で大宗を占める小学校、中学校及び高等学校を対象とした。</p> <p>また、本調査においては、学校の設置者別学校数で大宗を占める公立学校を対象とし、小学校及び中学校にあつては市町村（以下「市」という。）が設置する学校を、高等学校にあつては都道府県（以下「県」という。）が設置する学校をそれぞれ調査対象とした。</p>	<p>図表1-⑮</p>
<p>（教育長等の幹部職員からの意見聴取）</p> <p>本調査においては、調査対象とした都道府県教育委員会（以下「県教委」という。）、市町村教育委員会（以下「市教委」という。）等の教育長等の幹部職員 59 人から、いじめの防止等のための対策に係る大局的な意見を聴取した。</p> <p>（調査対象としたいじめの防止等のための対策の取組の年度）</p> <p>本調査においては、主として、法が施行された平成 25 年度から 28 年度までの間の教育委員会（以下「教委」という。）や学校等におけるいじめの防止等のための対策の取組状況を調査した。</p>	<p>図表1-⑯</p>

図表 1-① 「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（平成 25 年 2 月 26 日教育再生実行会議）〈抜粋〉

<p>2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定</p> <p>いじめから、一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く一人一人の大人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して行動しなければなりません。この決意を国民全体で共有し、風化させないために、<u>社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。</u></p>
<p>○ <u>いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめを予防、発見し、その態様に応じた対策を採る体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢・いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務・いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築・いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導等）

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-② 教育再生実行会議第 3 回（平成 25 年 2 月 26 日）議事録〈抜粋〉

<p>○ 安倍内閣総理大臣 ただいま、本会議の第一次提言をいただきましたことに心から感謝し、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>日本国の最重要課題である教育再生を果たすためには、まず子供たちが日本に生まれたことに喜びを感じ、誇りに思うことができる教育を実現する必要があります。</p> <p>次に、このような教育の実現には、学校教育に誰が責任を持つのか明確にするため、教育委員会等のシステム改革を行う必要があります。</p> <p>さらに、グローバル化する世界の中で、日本人が活躍をし、貢献することができるよう、大学を含め、我が国の教育の全般にわたる改革を進めることが求められています。</p> <p>このような改革を通じ、世界トップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障することが、教育の大きな目的であり、国の責任でもあります。</p> <p>本日いただいた対策の提言は、こうした教育再生実行の第一歩であります。</p> <p>まず、<u>道徳教育の抜本的充実や教科化の検討、そしていじめに向き合う体制の整備、体罰禁止の徹底</u>といった課題に対し、<u>スピード感を持って取り組むよう、下村大臣に指示をしたい</u>と思います。</p> <p>また、<u>いじめ対策の法制化について、遠藤議員、富田議員におかれては、この提言の内容を踏まえ、今国会での法案成立に向け御尽力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>○ 下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 (略) 私としましては、ただいまの総理からの指示を受け、この提言の実行に向けしっかりと取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>道徳教育については、抜本的な充実のため、「心のノート」を授業で一層活用しやすいものに全面改訂するとともに、教員の指導力向上などに速やかに取り組み、これらの成果も踏まえつつ、学習指導要領改訂に向け、道徳の教科化の具体的な在り方を検討してまいります。</p> <p>また、<u>いじめに向き合う体制の整備や適切な対応については、関係閣僚とも連携しながら着実な実行に向けて取り組んでまいります。特に、いじめ対策の法制化について、国会における検討にこの提言が生かされるよう、与党、議会との連携を深めてまいります。</u></p> <p>(略)</p>

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-③ いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の概要

いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
(※)

一	いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
	いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

- 学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成 25 年 9 月 28 日から施行）

（注） 文部科学省の資料による。

図表 1-④ いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）の概要

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したも
のとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

- ※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

i) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

(注) 文部科学省の資料による。

図表 1-⑤ いじめ防止対策推進法が規定するいじめの防止等のための組織

組織名 (条文)	設置者 ◎:必置	組織の 設置趣旨	組織の担う役割例等 (国の基本方針)	外部専門家の活用の考え方 (国の基本方針)
いじめ問題 対策連絡協 議会 (第14条第 1項)	地方 公共団体	いじめの防止 等に関する 機関及び団体 の連携を図る ため	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、都道府県の連絡協議 会に市町村教育委員会も参加 させたり、域内の連携体制を検 討したりする際に、市町村単位 でも連携が進むよう各関係機 関の連携先窓口を明示 設置することが望ましい 	弁護士、医師、心理や福祉の 専門家等に係る職能団体や 民間団体などが考えられる
教育委員会 に置く附属 機関 (第14条第 3項)	教育 委員会	地域における いじめ防止等 の対策を実効 的に行うよう にするため	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等の調査研究等 有効な対策を審議 公立学校におけるいじめに 関する相談等の解決 重大事態の調査組織として 活用等 設置することが望ましい 	専門的な知識及び経験を有 する第三者等の参加を図り、 公平性・中立性が確保され るよう努める
いじめの防 止等の対策 のための組 織 (第22条)	学校 ◎	当該学校にお けるいじめ防 止等に関する 措置を実効的 に行うため	<ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針に基づく取組 の実施や具体的な年間計画の 作成・実行・検証・修正 いじめの相談等の窓口 いじめ等に係る情報収集や 記録、共有 いじめに係る情報があつた 時に、事実関係の把握といじめ であるか否かの判断を行う等 	必要に応じて、心理・福祉専 門家、弁護士、医師、警察官 経験者など外部専門家等が 参加し対応することなどに より、より実効的ないじめ の問題の解決に資することが 期待される
重大事態の 調査組織 (第28条 第1項)	学校の 設置者 又は 学校 ◎	重大事態に対 処し重大事態 に係る事実関 係を明確にし るための調査 を行うため	<ul style="list-style-type: none"> 当該重大事態に係る調査 平時からの設置が望ましい 公立学校の調査は、法第14 条第3項の附属機関を、調査の 組織とするとも考えられる 学校が調査の主体となる場 合、法第22条に基づき学校に 必ず置かれることとされてい る学校いじめ対策組織を母体 として、当該重大事態の性質に 応じて適切な専門家を加える などの方法によることも考え られる 	弁護士、精神科医、学識経験 者、心理・福祉の専門家等の 専門的知識及び経験を有す る者であつて、当該いじめ 事案の関係者と直接の人間 関係又は特別の利害関係を 有しない者(第三者)につい て、職能団体や大学、学会か らの推薦等により参加を図 ることにより、当該調査の 公平性・中立性を確保する よう努める
重大事態の 再調査組織 (第29条第 2項、第30 条第2項、 第30条の 2、第31条 第2項、第 32条第2 項)	地方 公共団体 の長等	学校の設置者 又は学校の行 った調査の結 果を調査(再 調査)するた め	<ul style="list-style-type: none"> 当該重大事態に係る再調査 を行う あらかじめ法にいう重大事 態に対応するための附属機関 を設けておくことも考えられ る 	同上

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑥ いじめ防止対策推進法に基づく文部科学省の主な取組

条文	主な取組
いじめの定義（第2条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け27初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
財政上の措置等（第10条）	<ul style="list-style-type: none"> 国によるいじめ対策関連予算（いじめ対策等総合推進事業）の拡充（平成28年度57億円、27年度49億円、26年度48億円、25年度47億円）
国のいじめ防止基本方針（第11条）	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策推進法の公布について」（平成25年6月28日付け25文科初第430号文部科学省初等中等教育局長、高等教育局長通知） 「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付け25文科初第814号文部科学省初等中等教育局長、高等教育局長通知）
地方・学校いじめ防止基本方針（第12条・第13条）、いじめ問題対策連絡協議会（第14条第1項）、教育委員会の附属機関（第14条第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度実施している問題行動等調査の調査項目等に、平成25年度分から、地方いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の策定状況やいじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の附属機関の設置状況など、法律に基づく取組の状況に関する項目を追加
学校におけるいじめの防止（第15条）	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付ける学習指導要領の改正を実施（平成27年3月27日）、健全育成のための体験活動推進事業（平成28年度予算：99百万円） いじめ問題子供サミットの開催、「知っていますか『いじめ防止対策推進法』」、「いじめとは何か」の配布、『いじめのサイン発見シート』の配布について」（平成26年4月11日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長事務連絡）
いじめの早期発見のための措置（第16条）、関係機関等との連携等（第17条）	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助（平成28年度予算：55億円） 都道府県・指定都市教育委員会における全国統一ダイヤルによる「24時間子供SOSダイヤル」を整備（平成28年4月から無料化） 「学校等と法務省の人権機関との連携強化について」（平成25年4月2日付け25初児生第3号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知） 「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について」（平成26年3月10日付け25初児生第53号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
人材の確保及び資質の向上（第18条）	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等に関する普及啓発協議会（平成22年度から実施） いじめの問題に関する指導者養成研修（教職員支援機構にて平成25年度より実施） いじめ問題に関する行政説明（文部科学省の管理職レベルの職員が各地の教育委員会を訪問し、指導主事や校長等に直接説明。平成28年度より新規で実施）
インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の促進（第19条）	<ul style="list-style-type: none"> 学校ネットパトロールの取組支援（平成28年度予算：15百万円） インターネット上の不適切な書き込み等の情報の削除依頼の方法等についてマニュアル（「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」（平成24年3月））を周知
学校の設置者又は学校による重大事態への対処（第28条ないし第32条）	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連携体制について」（平成26年3月19日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長事務連絡） 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂（平成26年7月1日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議） 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）の策定

（注） 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

(注) 下線は、当省が付した。

図表1-⑨ いじめの態様

(単位：%)

いじめの態様 (複数回答可)	平成 25年度	26年度	27年度	28年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	64.4	64.5	63.4	62.5
仲間はずれ、集団による無視をされる	20.2	19.1	17.6	15.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	23.3	22.2	22.7	21.6
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	7.9	7.5	8.0	6.3
金品をたかられる	2.6	2.1	1.8	1.5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	8.1	7.1	6.6	6.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	8.4	7.8	7.8	7.2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	4.7	4.2	4.1	3.3
その他	4.5	4.4	4.1	4.4

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 複数回答可の方式である。構成比は、認知件数に対する割合である。

図表 1-⑩ いじめ追跡調査 2013-2015 (平成 28 年 6 月文部科学省国立教育政策研究所) <抜粋>

1 調査の概要
○ 調査対象 大都市近郊の地方都市の全小中学校の児童生徒全員 (小学校 4 年生以上、1 学年おおむね 800 人)
○ 本調査の特長 いじめの実態の数量的変化を経年的に追うだけでなく、個々の児童生徒におけるいじめの実態も追うことが可能
2 内容
○ いじめのピーク <u>いじめは常に起こっているもの</u> であり、“流行”とか“ピーク”という表現は、実態を誤ってイメージさせる不適切なもの
○ 「 <u>暴力を伴わないいじめ</u> 」の発生実態 小学 4 年生から中学 3 年生までの 6 年間で見ると、 <u>被害経験は「週に 1 回以上」の回答を 10 回繰り返した 1 名 (0.17%)、そして 12 回にわたって経験がなかった 55 名 (9.6%)、加害経験も「週に 1 回以上」の回答を 10 回繰り返した 1 名 (0.15%)、そして 12 回に渡って経験がなかった 80 名 (8.2%)</u> となり、 <u>被害・加害とも 9 割の子供が経験する。</u>

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-⑪ いじめを認知していない学校数

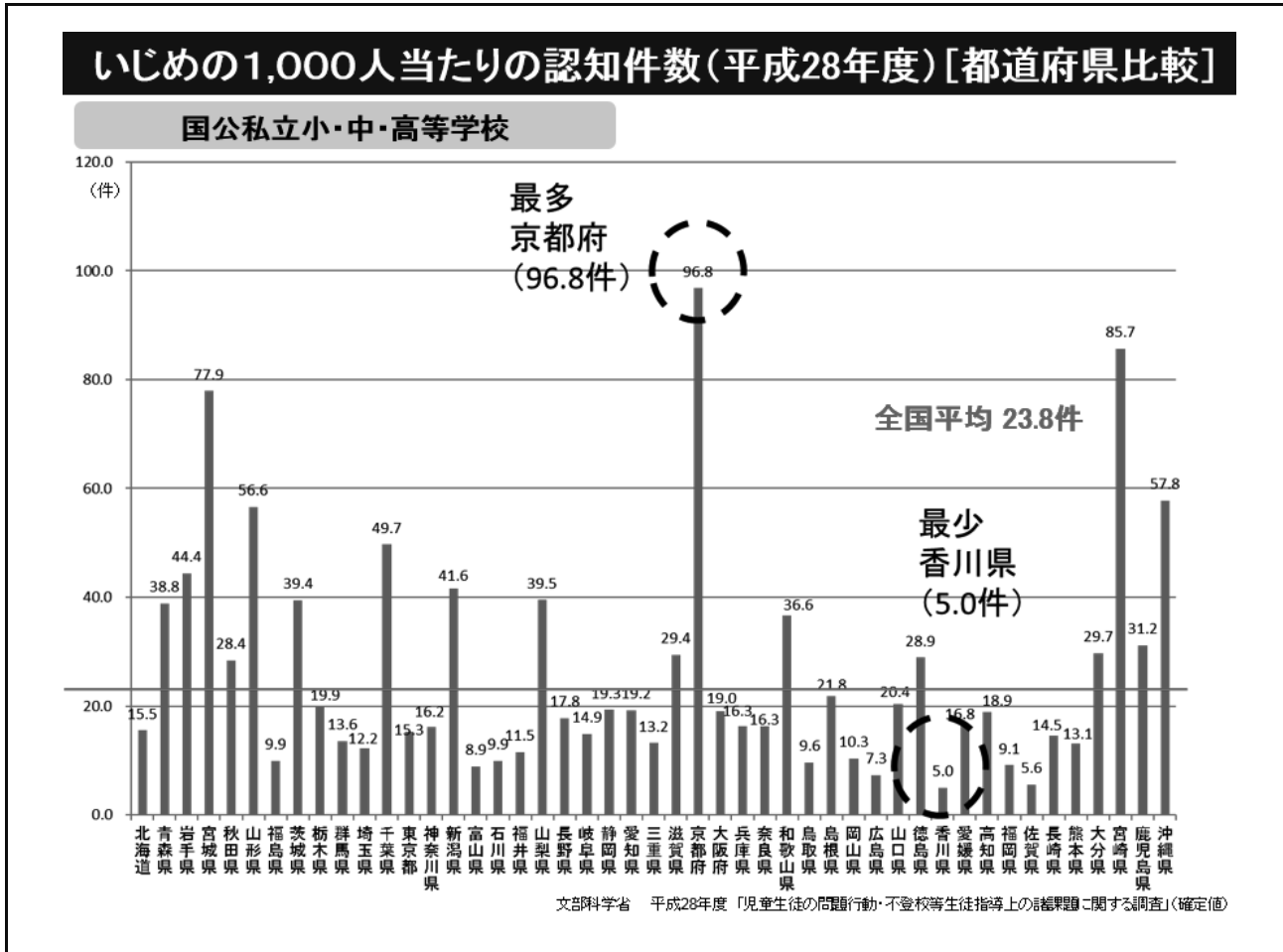
(単位：校、%)

区分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
学校総数	38,634	38,285	37,960	37,634
うち、いじめを認知していない学校数	18,173 (47.0)	16,192 (42.3)	13,985 (36.8)	11,528 (30.6)

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 () 内は、学校総数に対する割合である。

図表 1-⑫ 児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数の都道府県間の差



(注) 文部科学省の資料による。

図表 1-⑬ 重大事態の発生件数

(単位：件)

区分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
発生件数合計	179	449	314	396
うち、1号重大事態(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)	75	92	130	161
うち、2号重大事態(相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき)	122	385	219	281

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 平成 25 年度の件数は、法が施行された 25 年 9 月 28 日以後の状況である。

3 1 件の「重大事態」が、法第 28 条第 1 項 1 号及び第 2 号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

図表1-⑭ いじめ防止対策推進法の対象となる学校の種類の学校数の状況

(単位：校、%)

学校の種類	学校数	構成比
小学校	20,313	55.1
中学校	10,404	28.2
義務教育学校	22	0.1
高等学校	4,925	13.4
中等教育学校	52	0.1
特別支援学校	1,125	3.1
合計	36,841	100

(注) 1 「平成28年度学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 学校数は、平成28年5月1日時点の状況である。

図表1-⑮ 調査対象とした学校の種類の設置者別学校数の状況

(単位：校、%)

設置者 学校の種類	合計		国立		公立		私立	
	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比
小学校	20,313	100	72	0.4	20,011	98.5	230	1.1
中学校	10,404	100	73	0.7	9,555	91.8	776	7.5
高等学校	4,925	100	15	0.3	3,589	72.9	1,321	26.8

(注) 1 「平成28年度学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 学校数は、平成28年5月1日時点の状況である。

図表1-⑯ 意見聴取した都道府県教育委員会、市町村教育委員会等の教育長等の役職別人数

(単位：人)

役職名	都道府県	市町村
首長	0	1
教育長	3	25
教育次長、教育監	7	1
局長、部長等	7	9
課長等	2	4
合計	19	40